

令和4年1月20日

教員各位

香川大学長

本学における研究活動に係る対応について（1月20日改定）

「新型コロナウイルス感染症への対応指針（第31報）」（以下、対応指針）を踏まえ、令和4年1月20日（木）以降の本学の研究活動における対応を以下のとおりとします。

1. 基本的対応

○本学の危機対策本部が発出する最新の対応指針に従ってください。

2. 研究環境について

○研究活動の実施場所において、マスク着用や手指消毒、換気等の感染対策を徹底するとともに、密閉、密集、密接を回避してください。

3. 研究活動について

1) 教員の研究活動

○学内での研究活動は、上記1及び2に照らし、感染リスクの回避対策を徹底したうえで行ってください。

○研究活動のための県外移動、県外からの学外者の受入については、対応指針の「**5. 県外への移動及び県外からの移動について**」に示された期間および事項を順守してください。

○本学が主催する学会・研究会等の開催については、対応指針の「**9. 諸行事の開催について**」に記載された条件を満たした場合、可能とします。また、本学以外が主催する学会・研究会等への参加については、感染予防策が充分取られている場合、可能とします。

2) 教員の指導の下で学生が主体的に行う研究活動（卒論研究、修士研究、博士研究、フィールド調査、研究発表、研究ミーティング等）

○学生への研究指導は、上記1及び2に照らし、感染リスクの回避対策を徹底したうえで行ってください。

特に、学外での研究指導の場合、活動場所によっては特段の感染防止措置を行う必要があるため、部局長・研究科長に相談のうえ、適切に対処してください。

○指導学生に、研究室等での行動における感染防止についての自覚を促してください。

○研究活動のための県外移動、学会・研究会等への参加は、上記1)の教員の研究活動と同様に対応するよう指導して下さい。

※上記の外、部局等が個別に定める事項については、部局長・研究科長の指示に従ってください。

4. その他の研究業務に係る対応

○申請や報告等にかかる業務について、遅滞が懸念されるものについては、部局の担当部署に問い合わせてください。

上記の措置の変更、継続および解除については、危機対策本部で決定し通知します。

以上